

# タクシー事業者運行支援緊急対策交付金申請要領

## 1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用者の減少や、燃料費の高騰により大きな負担が生じているタクシー事業者に対し、今後の事業継続を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、タクシー事業者運行支援緊急対策交付金交付要綱（令和5年5月19日付け制定。令和6年1月4日付け一部改正。以下「要綱」といいます。）により、交付金を交付するものです。

## 2 対象事業者

この交付金の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当するタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。）です。

- (1) 申請日において県内に本店又は営業所を有していること。
- (2) 交付金の交付日以降も事業を継続する意思を有していること。

## 3 交付金の金額

- (1) タクシー事業の売上について、令和5年4月から同年9月までの期間のうち、いずれか一月の売上が過去4年間の中の任意の年の同月と比較して20%以上減少している対象事業者

⇒ 車両1台当たり3.5万円<sup>\*</sup>です。（特定大型、大型、特殊（福祉）車両を含む。）  
※ コロナ影響相当分2.5万円+燃料費高騰分1万円

- (2) (1) 以外の対象事業者

⇒ 車両1台当たり1万円<sup>\*</sup>です。（特定大型、大型、特殊（福祉）車両を含む。）  
※ 燃料費高騰分1万円

## 4 車両数の考え方

申請日時点において県内で事業用自動車として登録されている車両となります。

### 【留意点】

- 市町村等から運行の委託等を受けており、この運行の用に限り使用する車両（コミュニティバス等）は対象となりません。
- 自動車検査証の有効期限が満了している車両については、令和5年度に自動車税を納付した車両に限り対象となります。
- 新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置により休車している車両のうち、令和5年10月1日から令和6年3月31日の間運行に供する予定期間が3カ月未満の車両は、燃料費高騰分1万円の交付を受けることはできません。  
⇒ 3(1)の対象事業者が保有する車両でこれに該当する車両がある場合、当該車両に対する交付額は車両1台当たり2.5万円となります。

## 5 申請手続き

### (1) 申請書類

- タクシー事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 申請車両数内訳書（様式第3号）
- 売上が減少したことを証する書類の写し（3(1)の対象事業者のみ）
- 対象車両の自動車検査証の写し
- 振込先に指定する金融機関口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号がわかる箇所の写し）
- 臨時休車リストの写し（該当がある場合）

※ 申請様式は県ホームページにも掲載しますのでご活用ください。

※ 自動車検査証に有効期間の満了する日が記載されていない場合は、要綱別表2の「7 その他知事が必要と認める書類」として、自動車検査証記録事項の写しを添付してください。

**(2) 申請先**

岩手県ふるさと振興部交通政策室地域交通担当（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1）まで申請書を郵送等により提出してください。

**(3) 提出期日**（要綱第4に基づき別に定める提出期日）

令和6年2月29日（木）まで（必着）

**(4) 交付決定等**

申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定通知書により交付額を通知するとともに、指定された口座へ支払いを順次行います。

**(5) その他**

- 必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等をお願いすることがあります。
- 提出された申請書は返却しませんので、提出前に写しを控えてください。

**【問い合わせ先】**

岩手県ふるさと振興部交通政策室地域交通担当（岩手県庁8階）

電話：019-629-5206

FAX：019-629-5219

e-mail：ab0013@pref.iwate.jp